

別表 2

一般法律相談援助資力基準

業務方法書第15条に規定する「資力に乏しい国民等」とは、この基準の第1及び第2のいずれをも満たす者をいう。

第1 収入等に関する基準

別表1の第1に同じ。ただし、同2の一は適用しない。

第2 資産に関する基準

- 1 申込者又はその配偶者が有する現金又は預貯金の額が、理事長が別に定める基準以下であること。
- 2 別表1第2の2に同じ。